

# 離婚届

令和 年 月 日届出

(提出日をご記入ください)

大阪府摂津市

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長印
送付 令和 年 月 日 第 号	
書類調査 戸籍記載 記載調査	調査票 附 票 住民票 通知

(フリガナ) 氏名 <b>摂津 一郎</b>	夫 氏名 <b>セツツ イチロウ</b>	妻 氏名 <b>セツツ ハナコ</b>			
生年月日 平成 2 年 1 月 1 日	平成 3 年 2 月 2 日				
住所 (住民登録をして いるところ) 1 番 1 号	大阪府吹田市泉町一丁目 3 番 40 号				
本籍 (外国人のときは国 籍だけを書いてく ださい) 筆頭者の氏名 <b>摂津 一郎</b>	番地 大阪府摂津市三島一丁目 1 番				
父母及び養父母 の氏名 父母との続柄 右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください	父 摂津 太郎 母 摂津 春子	続柄 長男 母 島本 夏子	父 池田 五郎 母 島本 次郎	続柄 長女 養父 島本 次郎	続柄 養女 養母
離婚の種別 □協議離婚 □調停 □審判	年 月 日成立 年 月 日確定	□和解 □請求の認諾 □判決	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定		
婚姻前の氏に もどる者の本籍 大阪府吹田市山田西二丁目 5 番	□夫 □妻	は □もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる	(フリガナ) シマキト ハナコ 筆頭者の氏名 <b>島本 花子</b>		
未成年の子の 氏名 夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子	<b>摂津三郎 摂津秋子</b>			
同居の期間 平成 14 年 3 月 から (同居を始めたとき)	令和 2 年 4 月 まで (別居したとき)				
別居する前の 住所 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号	番地				
別居する前の 世帯のおもな 仕事と □1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5人) □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5人) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯					
夫妻の職業 (国税調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業					
その他					
届出人署名 (※押印は任意) <b>摂津 一郎</b> 印	妻 <b>摂津 花子</b> 印				
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 電話 06 ( 6383 ) 1111 自宅・勤務先[ ]・携帯			

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾  
パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)  
に必要なもの 調停離婚のとき—調停調査の原本  
審判離婚のとき—審判書の原本と確定證明書  
和解離婚のとき—和解調査の原本  
認諾離婚のとき—認諾調査の原本  
判決離婚のとき—判決書の原本と確定證明書

2 そのほか

## 記入例

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	高槻 四郎 印	茨木 冬子 印
生年月日 昭和 60 年 3 月 3 日	平成 2 年 4 月 4 日	
住所 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号	大阪府茨木市駅前三丁目 8 番 13 号	

離婚の際に称して いた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 長印
令和 年 月 日届出 (提出日をご記入ください)	書類調査 戸籍記載 記載調査	附 票 住民票 通知
大阪府摂津市 長殿	(現在の氏名、離婚とともに届け出るときは離婚前の氏名) <b>セツツ ハナコ</b>	
(フリガナ) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名 <b>摂津 花子</b>	平成 3 年 2 月 2 日生	
住 所 (住民登録をして いるところ) 大阪府吹田市泉町一丁目3番40号		
本籍 (離婚とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 大阪府摂津市三島一丁目 1 番	番地 <b>摂津 一郎</b>	
筆頭者の氏名 <b>摂津 一郎</b>	変更前(現在称している氏) <b>摂津</b>	変更後(離婚の際に称していた氏) <b>セツツ</b>
離婚年月日 令和 年 月 日	離婚届の提出日をご記入ください	
離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍 大阪府吹田市泉町一丁目 3 番	番地 <b>摂津 花子</b>	
筆頭者の氏名 <b>摂津 花子</b>		
その他		
届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名) <b>摂津 花子</b> 印	電話 06 ( 6383 ) 1111 連絡先 自宅・勤務先[ ]・携帯 住定日 年 月 日	

離婚後も婚姻中の氏(姓)を希望される場合は  
必ず右の届も提出してください。

未成年(18歳未満)のお子様がおられるご家庭はこちらもご記入ください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
  - 面会交流について取決めをしている。  
面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること
  - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
  - 養育費の分担について取決めをしている。  
養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など
  - まだ決めていない。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&Aをご覧ください。  
法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)) にも掲載されています。

◎署名は必ず本人が自署してください。